

TPP交渉に当たり「TPP協定交渉参加に関する決議」が
遵守されない限り参加に反対する意見書

TPP交渉参加11カ国は4月20日、インドネシアで閣僚会合を開き、我が国のTPP交渉参加を承認した。さらに、24日には、米国政府が、我が国のTPP交渉参加に関する議会通知を行い、これにより、我が国は、7月の交渉会合の終盤である23日以降に正式参加する見込みとなった。

私たちはこれまで、TPPが国民生活に重大な影響を与え、大震災・原発事故からの復興・再生の妨げにしかならないことを訴えてきた。多くの国民・県民の懸念や不安が払拭されないまま、TPP交渉への正式参加に向けた手続きが進められていることは極めて遺憾であり、このような形でのTPP参加には反対である。

政府・与党は3月13日に「TPP対策に関する決議」を、衆参両院の農林水産委員会は、それぞれ4月18日及び19日に、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を優先し、それができないと判断した場合は脱退も辞さないこと等を内容とする「TPP協定交渉参加に関する決議」を採択した。政府はこれら与党や国会決議を遵守し、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物について、確実に除外又は再協議の対象としなければならない。

また、TPP交渉は、農業の問題だけではなく、ISD、食の安全・安心、医療、保険など、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいる。衆議院消費者問題特別委員会も、5月28日、TPP交渉において「消費者の安全・安心に資するため万全を期すこと」と決議した。

政府は、このような与党・国会の決議に即した、国民が納得できる交渉方針を確立し、そのうえで、交渉過程において政府方針の実現が困難と判断した場合には、即刻、交渉から脱退することを明確に国民に約束しなければならない。そうした明確な約束なしに、国益は守れるものではなく、政治に対する国民の信頼は確保できない。

よって、国においては、TPP交渉について国民への情報開示の徹底、衆参両院農林水産委員会による「TPP協定交渉参加に関する決議」の遵守及び国民皆保険を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣 あて
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

福島県議会議長 斎藤健治